

中小企業金融のしおり

1. 中小企業者とは 又は をいいます。

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定するもの

業 種	資本金または出資金	常時使用する従業員
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
そ の 他 の 業 種	3億円以下	300人以下

法第2条第1項第1号の2に規定するもの

業 種	資本金または出資金	常時使用する従業員
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルトを除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

資本金・従業員のどちらかの要件を満たしていれば中小企業者に含まれます。

常時使用する従業員について

- ・事業主、法人の役員、事業主と生計を一にしている三親等内（有給であっても）の親族の方は「常時使用する従業員」に含まれません。
- ・臨時雇の従業員（パート・アルバイト）であっても、経営上不可欠な方（年間営業日数の半数以上就労している等）は「常時使用する従業員」の範囲に含まれます。

法第2条第1項第3号に規定するもの

業 種	資本金または出資金	常時使用する従業員
医業を主たる業とする法人	-	300人以下

2. 小規模企業者とは

業 種	常時使用する従業員
商業・サービス業	5人以下
そ の 他 の 業 種	20人以下

常時使用する従業員について

- ・事業主、法人の役員、事業主と生計を一にしている三親等内（有給であっても）の親族の方は「常時使用する従業員」に含まれません。
- ・臨時雇の従業員（パート・アルバイト）であっても、経営上不可欠な方（年間営業日数の半数以上就労している等）は「常時使用する従業員」の範囲に含まれます。

3. 協同組合等とは

以下に掲げる協同組合とする

組 合 の 種 類	根 拠 法
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合	中小企業等協同組合法
協業組合、商工組合	中小企業団体の組織に関する法律
商店街振興組合	商店街振興組合法
生活衛生同業組合	生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律
酒類業組合（酒造組合、酒販組合等）	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律

4. 農林漁業、金融保険業等（一部を除く）信用保証協会の保証対象とならない業種は融資対象者になりません。

5. 融資利率等は、平成16年4月1日現在のものです。

【ご案内】

滋賀県では、本県における中小企業の経営合理化や新事業の創出などを一層支援するため、滋賀県信用保証協会および大津商工会議所と共同で「コラボしが21」の整備を進めています。

コラボしが21には、県内の商工業団体や金融機関の融資相談窓口が集まりますので、あちこち移動することなく、ワンストップサービスによる融資相談や経営相談を受けることができます。

たくましい経済県づくりのシンボルセンター、コラボしが21は9月頃オープン予定です。

《コラボしが21のフロア構成》

9 F	大津商工会議所
8 F 7 F	滋賀県信用保証協会
6 F	滋賀県労働者福祉協議会、滋賀県勤労者住宅生活協同組合、滋賀県勤労者福祉協会、滋賀県勤労者互助会連合会、労働福祉セミナー室、労働相談室、びわこビジターズビューロー、滋賀県社会保険労務士会
5 F	滋賀経済産業協会、滋賀経済同友会、滋賀県商工会連合会、滋賀県商工会議所連合会、滋賀県中小企業団体中央会、滋賀県火災共済協同組合
4 F	インキュベーション施設（起業準備オフィス10ブース、起業オフィス13室） 滋賀銀行・びわこ銀行融資相談窓口、時事通信社大津支局、中小企業診断協会滋賀県支部
3 F	大会議室、中会議室、IT研修室、ミーティングルーム
2 F	インフォメーションセンター、滋賀県産業支援プラザ、産学官連携サロン
1 F	情報資料室、ITサロン、展示ギャラリー、交流サロン、カフェレストラン

詳細については、滋賀県商工観光労働部商工観光政策課までお問い合わせください。
(077 - 528 - 3714)

滋賀県産業支援プラザ

詳細については、産業支援プラザ(☎077 525 7573)までお尋ねください。

滋賀県産業支援プラザは、「中小企業支援法」に基づく県域の中小企業支援センターとして、また、「新事業創出促進法」に基づく中核的支援機関として、県内のベンチャー企業や経営の革新を図ろうとする企業、これから事業を起こそうとする方に対して「企業のやる気を応援する」をキャッチフレーズに、行政機関や大学、経済団体、金融機関とも連携しながら総合的・一体的な支援を行うために滋賀県などが設立した公益法人です。

(業務内容)

小規模企業者等設備導入資金助成事業

創業者や小規模事業者等が行う設備投資を、次の両制度で支援します。

- ・設備貸与制度.....企業の方が計画されている設備を代わって購入し、割賦販売あるいは設備リースします。
- ・設備資金貸付制度.....企業の方が必要とされている設備資金の2分の1以内を無利子で融資を行います。

創造的中小企業創出支援事業

ベンチャー企業等に対してプラザが10,000千円を限度として株式及び社債を持つことにより、資金調達をサポートします。

めきき・しが(事業可能性評価)

新技術や新サービスなどの、新しい事業プランの可能性を評価する「めきき・しが(事業可能性評価)」を行っています。

窓口相談・専門家派遣事業

中小企業者の皆様が抱えるあらゆる悩みに1ヶ所で、総合的にお答えする相談窓口を設置しております。また、中小企業が抱える技術・特許・販路開拓などの様々な課題に対し、要請に基づき実績ある専門家を派遣して適切な解決を図るため「専門家派遣事業」も実施しています。

技術支援事業

中小企業の方の様々な技術課題等の解決や技術振興を図るため、各種の情報提供、産学官交流、研究開発の推進、ISO推進、技術人材等の育成を通じ総合的な技術支援を行います。

取扱金融機関

中小振興資金融資制度は下記金融機関の県内本・支店で取り扱っております。

滋賀銀行
びわこ銀行
大垣共立銀行
京都銀行
彦根信用金庫
長浜信用金庫
近江八幡信用金庫
湖東信用金庫
京都信用金庫
京都中央信用金庫
滋賀県信用組合
滋賀県民信用組合
京滋信用組合
近畿産業信用組合
商工組合中央金庫

なお、一部信用組合では取り扱っていない資金がありますので、申込先等にお尋ねください。

中小企業金融のご相談は

詳細につきましては下記にご相談下さい(数字は表中の資金名の番号を指します)

滋賀県商工観光労働部 大津市京町4丁目1-1(商工労働会館)
 商工観光政策課 ☎077 528 3714 制度全般および
 中小企業振興課 ☎077 528 3731 ①および における経営革新に関する計画の承認
 新産業振興課 ☎077 528 3791 および における経営革新に関する計画の承認
 労政能力開発課 ☎077 528 3751

滋賀県琵琶湖環境部 大津市京町4丁目1-1
 エコライフ推進課 新エネルギー推進室 ☎077 528 3493

滋賀県健康福祉部 大津市京町4丁目1-1
 健康福祉政策課 ☎077 528 3512

滋賀県商工会議所連合会 大津市打出浜1-3 ☎077 525 1108
 お申し込みは各商工会議所になります (は通常枠のみ)

滋賀県商工会連合会 大津市京町4丁目1-1(商工労働会館) ☎077 522 3848
 お申し込みは各商工会になります (は通常枠のみ)
<http://www.shigasci.com>

滋賀県中小企業団体中央会 大津市京町4丁目1-1(商工労働会館) ☎077 523 1167
 (は通常枠のみ)
<http://www.chuokai.shiga.or.jp/>

滋賀県産業支援プラザ 大津市京町4丁目1-1(商工労働会館) ☎077 525 7573
 (新事業創出枠) <http://www.shigaplaza.or.jp/>

滋賀県信用保証協会 大津市におの浜3丁目1-37 ☎077 522 0156
 信用保証に関すること全般 http://www.biwa.ne.jp/cgc_siga/

印の各団体については平成16年9月頃オープン予定の「コロボしが21」へ移転します。

政府系金融機関

政府系金融機関でも中小企業者等に対して各種制度を設け、直接融資を行っておりますので各機関にお尋ねください。

中小企業金融公庫 大津支店 大津市末広町1-1(日生ビル) ☎077 524 3825
 商工組合中央金庫 大津支店 大津市浜大津1丁目2-22 ☎077 522 6791
 " 彦根支店 彦根市旭町9-3 ☎0749 24 3831
 国民生活金融公庫 大津支店 大津市浜大津1丁目2-28 ☎077 524 1656
 " 彦根支店 彦根市佐和町11-34 ☎0749 24 0201

滋賀県信用保証協会保証制度

信用保証協会は、県内の中小企業の方が、金融機関から資金を借りたり、手形割引の際に保証人となり中小企業の方の資金調達力を強め、融資の道を開くなど信用補完を通じて企業の健全な育成発展を目的とする公的機関です。

1. 利用するための要件

県内に事業の本拠をもち、1年以上継続して同一事業を行っており、所得税、事業税、住民税等公租公課を完納している中小企業者。

2. 保証する種類

手形貸付、証書貸付、手形割引、当座貸越

3. 保証対象業種

次に掲げる業種以外の業種
 農業、林業(素材生産業および素材生産サービス業を除く)、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業および保険サービス業を除く)、上記業種以外の中でも保証できない業種がありますのでご注意ください。(風俗営業飲食業の一部、娯楽業、宗教等)また、許認可等を必要とする業種については許可・認可等を受けていることが必要です。

4. 連帯保証人・担保等

連帯保証人は、原則1名以上(法人の場合は代表者以外に1名以上)必要です。担保は必要に応じて徴求します。(特別小口保証は連帯保証人、担保とも不要。)

5. 保証限度額

中小企業振興資金融資制度およびその他の県の融資制度の保証限度額は各一覧表の融資額と同じです。短期事業資金(売掛債権保証枠)のみ90%の割合保証。これら以外の協会保証制度の保証限度額はA表のとおりです。

(A表) 滋賀県等融資制度以外の主な信用保証制度一覧表

種類	保証限度額(単位円)		信用保証料率(単位%)		割引料率の適用
	個人・会社	組合等	有担保	無担保	
一 商業手形割引根保証	2億8千万	4億8千万	1.25	1.35	有
般 特別小口保証	2億	4億	1.20	1.30	有
保 当座貸越根保証	2億	4億	0.90	-	無
証 事業者カードローン根保証(有担保)	1千万	1千万	0.90	-	無
証 事業者カードローン根保証(無担保)	5百万	5百万	-	1.00	無
長期経営資金(やくしん)保証	2億	-	1.00	-	無
公害防止保証	5千万	1億	1.19	1.29	有
エネルギー対策保証	2億	4億	1.21	1.31	有
別 海外投資関係保証	2億	4億	1.21	1.31	有
新事業開拓保証	2億	4億	1.21	1.31	有
枠 5,000万円以下無担保	-	-	-	0.96	無
保 経営安定関連保証	2億8千万	4億8千万	0.90	0.90	無
証 経営革新関連保証	2億8千万	4億8千万	0.90	0.90	無
うち新事業開拓保険	2億8千万	4億8千万	1.15	1.25	有
売掛債権担保融資保証制度	1億	1億	0.85	-	無
特定社債保証	4億5千万	-	0.75	0.85	無

(注1) 上記信用保証料は平成16年4月1日現在のもので、
 (注2) 割引料率の適用が「有」の場合は過去の返済が順調な事業者の方について、0.05%表示料率より引下げます。
 上記のうちで、貸出リスクの小さい事業者の方については、さらに0.05%表示料率より引下げます。(合計で0.1%)
 (注3) 当該保証金額を含め保証債務残高が500万円以下の場合は、基本保証料率を有担保1.05%、無担保1.15%の料率が適用されます。(ただし、特別小口保証は0.80%になります。)

6. 信用保証料

保証料は次の計算式で算出します。

- (1) 一括返済
 $保証金額 \times 保証期間(月数) \times 信用保証料率(A表参照) \times 1 / 12$
- (2) 分割返済
 $保証金額 \times 分割返済回数別係数(B表参照) \times 保証期間(月数) \times 信用保証料率(A表参照) \times 1 / 12$

(B表) 分割返済回数別係数

分割返済回数	6回以下	7回以上12回以下	13回以上24回以下	25回以上
係数	0.70	0.65	0.60	0.55

割引料率の適用される要件等の概要

割引要件	具体的基準	割引幅
1) 過去の返済が順調であった中小企業の方	条件変更中でなく、過去3年の間に事故状態や求償権がなかった方	0.05%
2) 上記1)のうち貸出リスクが小さい中小企業の方	中小企業の財務データ等を収集・蓄積したデータベース(CRD)に基づいて算出された信用リスクに関するスコアが90点以上(個人事業者の場合は75点以上)である方	0.05%

(注) CRDとは、信用保証協会が採用する信用リスク計測の内部格付けモデルです。

信用保証協会団体信用生命保険制度について

保証付融資のご利用にあたり、希望される方へのプラスワンサービスとして平成16年4月1日の保証申込分から「信用保証協会団体信用生命保険(以下「保証協会団信」といいます。)の取り扱いを開始することになりました。

この制度は、信用保証協会の保証付融資を受けられた個人事業主の方(法人の場合は代表権を有する連帯保証人の方。)がその融資の債務全額を返済されないうちに「死亡」または「所定の高度障害」といった不測の事態に陥られた場合に、全国信用保証協会連合会が生命保険会社から受け取る保険金を金融機関に対する当該債務に充当するもので、後継者の方にとっての事業の維持安定、ご家族の安心を図るものです。

保証協会団体信用生命保険制度の概要

加入資格

保証付融資を受けられる個人事業主または小規模企業法人。(小規模企業法人とは、常時使用する従業員数(役員・パートは除く)が30名(商業・サービス業は10名)以下の法人をいいます。)

被保険者

次に該当する方で、加入申込日現在満20歳以上満66歳未満の方。なお、満70歳で自動脱退となります。

個人事業主の場合は本人
 小規模企業法人の場合は、代表者であって信用保証付融資の連帯保証人である方。

加入対象融資

一企業100万円以上1億円以下。
 ただし、一被保険者に対し、利用限度額は合計で1億円。

貸付形式・融資期間等

証書貸付に限る。融資期間は1年以上。
 返済方法は分割返済(元金均等・元利均等)で不均等返済は不可。
 なお、根保証(当座貸越・事業者カードローン根保証、手形割引根保証)および一括払いは対象となりません。

(注) ご利用の場合所定の特約料が必要になります。
 また、条件を満たされる方でも保険会社の審査の結果、ご利用いただけない場合があります。

中小企業振興資金融資制度

(詳細については、各申込先、商工観光政策課または取扱金融機関にお尋ねください。)

No.	資金名		資金用途	融資対象者	融資限度額	融資利率(保証なし)	信用保証料率	融資期間(据置)	担保・保証	申込先	
1	経営合理化資金	設備	経営の合理化、体質改善を図るために必要な資金	中小企業者であって、最近2年間の平均純利益が1,500万円以下であるもの	所要資金の70%以内で 3,000万円	年1.8%(2.2%)	年0.92%	7年(1年)	金融機関 金所	各商工会議所、各商工会	
		運転			2,000万円			5年(6か月)			
2	短期事業資金	通常枠	仕入れ、代金決済等に必要な運転資金	中小企業者、協同組合等であって、最近2年間の平均純利益が1,500万円以下であるもの 滋賀県信用保証協会の売掛債権担保融資保証を付けて、事業資金を調達しようとする中小企業者、協同組合等 (売掛債権担保融資保証制度は、中小企業者が有する売掛債権を担保とした融資に対する保証を行うことにより資金調達の円滑化・多様化を図ることを目的として平成13年12月に創設された制度です)	1,500万円	年1.55%(1.95%)	年0.92%	1年	金融機関 金所	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会	
		売掛債権保証枠			11,100万円	金融機関所定	年0.55%	1年	保証協会付 保保証	取扱金融機関	
3	下請企業振興資金		親事業者から下請代金として受け取った手形の割引資金	滋賀県産業支援プラザに受注企業として登録している下請中小企業者	1,500万円	年1.55%(1.95%)	年0.92%	割引期間150日以内	金融機関 金所	取扱金融機関	
4	小規模企業者経営安定資金 (小規模事業資金)	設備	小規模企業者が、経営の安定、合理化等を図るために必要な資金	従業員20人(商業、サービス業は5人)以下で、かつ最近2年間の平均純利益が700万円以下の小規模企業者	設備資金、運転資金 あわせて 1,500万円	年1.75%(2.15%)	年0.92%	7年(1年)	原則保証協会 保証付	各商工会議所、各商工会	
		運転						200万円			5年(6か月)
		年未年始つなぎ						小規模企業者の年未年始の資金需要に対応する資金(申込受付期間は、平成16年11月1日から平成17年1月15日までです)			
5	開業資金	通常枠	県内で新たに事業を始めるため(開業前及び開始して1年未満を含む)に必要な資金 環境・観光・健康福祉産業を営む者で通常枠に該当する場合は「10 特定産業振興資金(開業枠)」が利用できる。	同一企業に3年以上勤務し、その経験を生かして県内で同一事業を開始しようとする者で、県内に引き続き1年以上居住しているもの 同一企業に3年以上勤務し、その経験を生かして県内で同一事業を開始後6か月未満の者で、県内に引き続き1年以上居住しているもの 勤務経験と同一の事業を県内で開始し、開業後6か月以上1年未満のもの 法律に基づく資格を有する者で、その資格を生かして県内で開業しようとする者または開業後1年未満のもの 特許法、実用新案、意匠法に基づく設定の登録を受けた者で、その技術を用いて県内で開業しようとする者または開業後1年未満のもの	[開業後6か月以上1年未満のもの] 設備 所要資金の70% 以内で 3,000万円 運転 2,000万円 [開業前および開業後6か月未満のもの] 所要資金の70%以内で 設備・運転の合計 1,000万円 運転のみ利用の場合は 500万円	年1.75% (保証必須)	年0.92%	7年(1年)	保証協会付 保保証	各商工会議所、各商工会	
		運転									5年(6か月)
	新事業枠	設備			事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに開業しようとする者または開業後1年未満のもの 事業を営んでいない個人が会社を設立し、2か月以内に新たに開業しようとする者または開業後1年未満のもの 新たな会社を設立・開業しようとする会社、または会社により設立され開業後1年未満の会社	自己資金相当額の範囲内で 1,500万円	年0.65%	7年(1年)	各商工会議所、各商工会 滋賀県産業支援プラザ		
		運転								5年(1年)	
6	組織強化育成資金	設備	組合の強化育成を推進するため、または、所属組合員の経営の安定を図るために必要な資金	協同組合等および中小企業者の組織する会社	所要資金の80%以内で 7,000万円	年1.75%(2.15%)	年0.92%	1,000万円未満7年(1年) 1,000万円以上10年(1年)	金融機関 金所	中小企業団体中央会	
		運転			5,000万円			5年(6か月)			
		転貸長期			2億円 1組員2,000万円 (設備資金にあっては 所要資金の70%以内)	設備7年(1年) 運転5年(6か月)					
		転貸短期			3,000万円 1組員 1,500万円	1年					
7	経済変動対策資金	設備	不況による売上げ等の減少および取引先の再生手続開始等に対処して、経営の安定を図るための資金	次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等 1. 中小企業信用保険法第2条第3項第5号の規定に基づく業種を営む者で融資申込前おおむね3月の月平均売上高が前年同期の月平均売上高に比して減少しているもの 2. 再生手続開始申立等事業者に対して、50万円以上の売掛金債権額または前渡金返還請求権等を有している者 3. 上記事業者との最近6月間の取引額が全取引金額の20%以上を有している者 4. 中小企業信用保険法第2条第3項第2号、第3号、第4号、第6号、第7号または第8号の規定に基づく市町村長の認定を受けたもの 5. 知事が別に定める経済環境の悪化要因により、経営の安定に支障を生じている者	中小企業者 8,000万円 協同組合等 8,000万円 転貸の場合 1億円 1組員 1,000万円 なお、左記2、3の場合は、再生手続開始申立等事業者に対する関連債権額の範囲内	年1.3% (保証必須)	セーフティネット 保証利用の場合 年0.65% 一般保証利用の 場合 年0.92%	10年(2年)	保証協会付 保保証	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会	
		運転						7年(1年)			
8	経営安定借換資金	借換	既往借入金の返済負担を軽減し、資金繰りを円滑化するための資金 (借換対象資金は元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ遅滞なく返済されているものに限ります)	次のすべてに該当する中小企業者、協同組合等 中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第8号のいずれかに該当する者として市町村長の認定を受けた者(セーフティネット保証利用者) 保証協会保証付融資(金融安定化特別保証付融資および売掛債権担保融資保証付融資を除く)の残高を有し、その借入金の返済負担に窮している者で本資金による借換を行うことで、計画的な返済により経営の改善が見込まれるもの	2億円 (増額分を含む)	年1.8% (保証必須)	年0.85%	7年(1年)	保証協会付 保保証	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会	
9	若手ベンチャー支援資金 (平成16年度新設)	設備	大学等の研究成果、アイデアを事業化するための設備資金および運転資金	35歳未満の個人であって、あらたに開業しようとする者または開業後5年未満の者のうち以下の ~ のいずれかに該当するもの(法人の場合は代表者が要件に該当すること) 大学で達成された研究成果にもとづく特許や新たな技術・ビジネス手法を事業化する者 大学や公設試験研究機関との共同研究・共同開発、または、技術移転をもとにした事業を行う者 インキュベーション施設等に入居している者(技術・経営支援機能を備えたもの) 産業支援プラザの事業可能性評価委員会で、Aランクの評価を得た者。または、創造法の認定を受けた者で、その計画にもとづいて事業を行うもの [開業資金、特定産業振興資金(開業枠) 滋賀の新しい産業づくり促進資金との併用はできません。]	設備資金、運転資金 あわせて 1,500万円	年1.3% (保証必須)	年0% (本人負担なし)	7年(1年)	保証協会付 保保証	滋賀県産業支援プラザ	
		運転						5年(1年)			

No.	資金名		資金用途	融資対象者	融資限度額	融資利率(保証なし)	信用保証料率	融資期間(据置)	担保・保証	申込先
10	特定産業振興資金	環境産業基金	環境産業、観光産業、健康福祉産業に取り組む中小企業者等が経営の合理化、体質改善を図るために必要な資金	別に定める、環境産業、観光産業、健康福祉産業を営む者 観光産業にあつては社団法人びわこビジターズビューローに加盟するものまたはびわこビジターズビューローに加盟する団体に所属するもの 県内で新たに事業を開始しようとする者(開業後1年を経過していない者を含む)にあつては、次のいずれかに該当するもの 1. 財滋賀県産業支援プラザの実施する事業可能性評価委員会Aランクの評価を得た者 2. 同一企業に3年以上勤務し、その経験を生かして県内で同一事業を開始しようとする者で、県内に引き続き1年以上居住しているもの 3. 同一企業に3年以上勤務し、その経験を生かして県内で同一事業を開始後6か月未満の者で、県内に引き続き1年以上居住しているもの 4. 勤務経験と同一の事業を県内で開始し、開業後6か月以上1年未満のもの 5. 法律に基づく資格を有する者で、その資格を生かして県内で開業しようとする者または開業後1年未満のもの 6. 特許法、実用新案、意匠法に基づく設定の登録を受けた者でその技術を用いて県内で開業しようとする者または開業後1年未満のもの	[通常枠] 設備・運転の合計 所要資金の80%以内で1億円(観光産業にあつては2億円) 運転のみ利用の場合は2,000万円 [開業枠] 設備・運転の合計 所要資金の80%以内で2,000万円 運転のみ利用の場合は1,000万円	年1.55% 保証あり・なしとも (開業枠は保証必須)	年0.92%	【通常枠】 設備:10年(2年) 運転:5年(1年) 【開業枠】 設備:7年(1年) 運転:5年(1年)	【通常枠】 金融機関 【開業枠】 保証協会付	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会
		観光産業基金								
		健康福祉産業振興資金								
11	経営革新支援資金		中小企業者等が、新商品の開発または生産、新役務の開発または提供、商品の新たな生産または販売方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図るに際して必要な資金	中小企業経営革新支援法に基づき経営革新に関する計画の承認を受けてその計画を実施する中小企業者等(計画の承認を受けていても金融上の審査により融資が受けられないことがあります)	所要資金の80%以内で、 中小企業者2億円 協同組合等4億円	年1.55% 保証あり・なしとも	年0.65%	10年(2年)	金融機関 所定	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会
12	中心市街地活性化対策資金	設備	中心市街地の衰退や大規模小売店の撤退等により影響を受ける中小小売業者等が経営の安定を図るために必要な資金	次のいずれかに該当する中小小売業者、サービス業者、事業組合、企業組合 中心市街地活性化法の規定に基づき、市町村が作成する基本計画で定められた中心市街地内で、この資金の活用によって中心市街地の活性化が図られると認められる者 大規模小売店舗の衰退により、空洞化が進みつつある中心市街地内で、この資金の活用によって中心市街地の活性化が図られると認められる者	所要資金の70%以内で 2,000万円	年1.75% 保証あり・なしとも	年0.92%	7年(1年)	金融機関 所定	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会
		運転								

(市町村制度)(詳細については、各市町村商工担当課にお尋ねください。)

No.	資金名	資金用途	融資対象者	融資限度額	融資利率(保証なし)	信用保証料率	融資期間	担保・保証	申込先
13	市町村小規模企業者小口簡易資金	事業運営に必要な小口の資金	従業員20人(商業、サービス業は5人)以下の小規模企業者	750万円	年1.8% (保証必須)	年0.92%	7年 5年	保証協会 保証付	各市町村商工担当課 (各商工会議所、各商工会)

その他の県の融資制度

(詳細については、各申込先にお尋ねください。)

No.	資金名	資金用途	融資対象者	融資限度額	融資利率	信用保証料率	融資期間	担保・保証	取扱金融機関	申込先
14	滋賀の新しい産業づくり促進資金	新規性を有する技術・ノウハウの研究開発および事業化に要する資金	中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法に基づく認定を受けた中小企業者、協同組合等	所要資金の80%以内で 中小企業者 2億円 協同組合等 4億円	年1.3%	有担保保証 0.90% 無担保保証 1.00% 割引料率の適用が異なります。 7,000万円以下無担保 0.65% 2,000万円以下無担保無保証人 1.00%	10年(2年)	保証協会保証付	商工中金、滋賀銀行、びわこ銀行、大垣共立銀行、京都銀行、信用金庫(彦根、長浜、近江八幡、湖東、京都、京都中央) 信用組合(滋賀県、滋賀県民、京滋、近畿産業)	滋賀県産業支援プラザ
15	滋賀県産業立地促進資金	県内において新たに土地を取得(賃借を含む)し、工場または研究所を建設することに要する資金	融資対象地域内において、新たに1,000㎡以上の土地を取得(賃借を含む)し、工場・研究所を建設する中小企業者および協同組合 業種:製造業(日本標準産業分類中分類9-32)	2億円 (ただし対象経費の60%以内)	年1.65% (保証あり・なしとも)	有担保保証 0.95% 割引料率の適用が異なります。	10年(2年)	金融機関所定	商工中金、滋賀銀行、びわこ銀行、信用金庫(彦根、長浜、近江八幡、湖東、京都) 信用組合(滋賀県、滋賀県民、京滋、近畿産業)	要件確認申請(新産業振興課) 融資申込(取扱金融機関)
16	ゆとり創造資金	従業員のための保健衛生、体育文化その他福利厚生施設の整備改善資金	県内に主たる事業所を有し、1年以上現事業を営んでいる中小企業者および協同組合等	所要資金の80%以内で 3,000万円	年2.2% (信用保証協会保証付1.8%)	有担保保証 1.25% 無担保保証 1.35% 割引料率の適用が異なります。	7年(1年)	金融機関所定	商工中金、滋賀銀行、びわこ銀行、京都銀行、信用金庫(彦根、長浜、近江八幡、湖東、京都) 信用組合(滋賀県、滋賀県民、京滋、近畿産業)、近畿労働金庫	取扱金融機関 (お問い合わせ先 労政能力開発課)
17	淡海環境創造資金	公害防止施設、産業廃棄物の中間処理施設、指定物質特定物質等排出抑制施設、フロン等代替・回収・破壊装置、低公害車の購入、低公害車用燃料供給施設、ISO14001認定取得に必要な資金	県内に工場または事業所等を有し、かつ貸付対象施設等の設置または貸付対象事業の実施を県内で、1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	所要資金の80%以内で 3,000万円	別に定める利率による	有担保保証 1.19% 無担保保証 1.29% 割引料率の適用が異なります。	10年(1年)	金融機関所定	商工中金、滋賀銀行、びわこ銀行 信用金庫(彦根、長浜、近江八幡、湖東、京都、京都中央) 信用組合(滋賀県)	各地域振興局環境課(湖南地域振興局は、環境森林整備課) エコライフ推進課新エネルギー推進室
18	公益的施設等整備資金	滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例に基づき高齢者や障害者、妊婦など、誰もが使いやすい公共建築物等の駐車場、出入口、廊下、エレベーター等を整備改善するのに必要な資金	公益的施設等の新築もしくは既存公益的施設等の改修を行う民間事業者	1施設当たり 4,000万円	無利子~3%	有担保保証 1.25% 無担保保証 1.35% 割引料率の適用が異なります。	10年(1年)	金融機関所定	滋賀銀行、びわこ銀行 信用金庫(彦根、長浜、近江八幡、湖東) 信用組合(滋賀県)	健康福祉政策課

小規模企業者等設備導入・中小企業高度化事業関係制度

(詳細については、各申込先にお尋ねください。)

No.	制度名	制度の内容	対象者	貸付限度額	利率等	貸付期間	申込先
19	小規模企業者等設備資金貸付	小規模企業者等設備等導入資金助成法に基づいて県内小規模企業者等の必要とする機械等設備資金を貸付する	原則として県内に主たる工場、事業所を所有している従業員20人以下(商業サービス業は5人以下)の小規模企業者等(創業前1月(会社設立の場合は2月)以内の者を含む。) (その他制約がありますので申込先にお尋ねください。)	50万円~4,000万円 (申込設備金額の1/2以内)	無利子	7年(公害防止設備12年)	滋賀県産業支援プラザ
20	小規模企業者等設備貸与	滋賀県産業支援プラザが小規模企業者等に代わって、設備を購入し所有権留保付き割賦販売の方法で貸与する		100万円~6,000万円	割賦損料年2.60%	7年(公害防止設備12年)	
	滋賀県産業支援プラザが小規模企業者等に設備をリースする	月額リース料率 2.993%~1.398%			3年~7年		
21	中小企業高度化資金	同業種・関連業種が互いに協力して、共同の力で工場・店舗等の集団化等を推進するための所要資金を貸付する	中小企業者を構成員とする事業協同組合、商工組合、協業組合、商店街振興組合、公益法人、合併・出資会社等	所要資金の80%~90%	別に定める利率による	10年~20年	中小企業振興課